

様式第 1 号（第 2 条関係）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

大分市保健所長 殿

住所
申請者
氏名

年 月 日生

〔法人にあっては、その名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

電話番号 () -

次のとおり旅館業の営業をしたいので、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業施設の構造設備の概要 (同時に宿泊する者の最大の数、建築様式、採光換気装置、用途別各室設備等)
- 5 旅館業法施行規則第 5 条第 1 項に該当するときは、その旨

- 6 旅館業法第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

受 付	収入済印

添付書類

1 敷地内における建物の配置図、各階ごとの平面図及び共同浴室の脱衣室、浴室、浴槽等の詳細図（縮尺及び面積を明記すること。）	要・不要	
2 営業施設からおおむね 1 5 0 メートル以内の見取図	要・不要	
3 飲用水、原湯、原水、循環水、排水、ガス等の配管図及び系統図	要・不要	
4 浴用に供する水（大分市旅館業法施行条例第 4 条第 2 項第 1 号に定めるもののうち浴槽水を除く。）に関する水質検査の結果書	要・不要	
5 飲用に供する水が水道法第 4 条に定める水質基準に適合していることを証する検査結果書（水道水等により供されるものを除く。）	要・不要	
6 法人にあっては、定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書	要・不要	
7 申請者（法人にあっては、役員全員）の氏名（フリガナ）、生年月日、性別及び住所を記載した書面	要・不要	

区分		確認欄	状況					
構造設備	面接場所		イ. 玄関、帳場 ロ. フロント ハ. その他					
	換気、採光、照明		換気、採光、照明等について支障ない。					
	入浴設備		イ. 宿泊客が十分利用できる広さ、数がある。(各客室、共同浴場、シャワー) ロ. 近接地に公衆浴場がある。					
	洗面設備		宿泊客が十分利用できる数がある。()					
	便所		宿泊客が十分利用できる数がある。()					
	共同浴室等	区画		脱衣室と浴室の間は、見通しできる方法で区画である。				
		床面及び側壁		床面及び床面から1.5mまでの側壁は耐水性の材料を用いること 床面は排水及び清掃の容易な構造				
		浴槽の縁の高さ		浴槽の縁の高さは、洗い場の床から5cm以上である。				
		湯栓及び水栓数		上がり用湯及び上がり用水を十分供給できる数を設けている。				
		飲用水供給設備		浴室又は脱衣室に飲料水供給設備を設け、飲用適の表示がなされている。				
		便所		入浴者用の便所を設け、防虫、防臭、流水式手洗設備がある。				
		浴槽水		浴槽には十分に湯水を供給でき、浴槽水を満たすことができる。				
				露天風呂の湯水が、浴槽水に混じらない。				
		サウナ設備		温度調整設備及び温度計を設け、常時適温保持できる構造である。				
				室内を容易に見通せる窓を適当な位置に設けてある。				
				出入口は、入浴者が内部から開閉できる構造である。				
		打たせ湯・シャワー		打たせ湯、シャワーには浴槽水を使用していない。				
		貯湯槽		イ. 循環式浴槽の貯湯槽は、原湯の温度を60℃以上に保つことができる。 ロ. 循環式浴槽の貯湯槽の原湯は消毒できる。				
		浴槽水の消毒		循環式浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入できる。				
		循環ろ過水		原湯、原水は循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造である。				
				循環ろ過水は浴槽の下部に近い部分から補給する構造である。				
		水位計		イ、未使用 ロ、配管内の洗浄及び消毒をできる構造又はセンサー方式である。				
	回収槽		イ. 使用していない ロ. 循環式浴槽の回収槽の湯水は消毒できる。					
	気泡発生装置等		循環式浴槽で気泡発生装置等エアロゾルを発生させる装置を設置している場合には、 当該浴槽水等に連日使用している浴槽水を使用していない。					
	配管		循環式浴槽の配管は内部の湯水を完全に排水できる構造である。					
	衛生管理責任者		浴場等の衛生管理の責任者（氏名： ）					
	排水処理		処理方式(イ. 公共下水道 ロ. 浄化槽 式 人槽 ハ. 汲取等)					
	客室数及び定員		総数	室、		定員	名	
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
1 階	和洋室	和洋室	和洋室	和洋室	和洋室	和洋室		
2 階	和洋室	和洋室	和洋室	和洋室	和洋室	和洋室		
3 階	和洋室	和洋室	和洋室	和洋室	和洋室	和洋室		
学校、児童福祉施設、社会教育施設との距離		約	m		施設名（ ）			
建物の様式		造 階建						
調査日		年 月 日	環境衛生監視員					
その他の事項				※施設付近の略図				